

会 則

フジパートナー会

フジパートナー会 会 則

(目 的)

- 第 1 条 本会は会員が株式会社フジの発展を通じて相互業務の繁栄を図り、永く共存共栄の実を挙げるために協力することを目的とします。
- 2 会員は会の目的達成のために流通コストの引下げ、安定した経営、時代を先取りした各分野での優れた能力を養成し、更に一層誠実且つ積極的な取引が出来るよう努力します。

(名 称)

- 第 2 条 本会は『フジパートナー会』と称します。

(事務局)

- 第 3 条 本会の全体事務局は広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 株式会社フジ内におきます。又、各業種別専門部会事務局は、各部内におきます。

(組 織)

- 第 4 条 本会は株式会社フジとその営業関係以外の取引先をもって組織します。又、取引先を通じたメーカーも同様とします。

(構 成)

- 第 5 条 第 1 条の目的遂行のため会員は業種別専門部会を組織します。

(会 員)

- 第 6 条 会員の入会は株式会社フジの推薦により本会役員会の承認を得るものとします。
- 2 下記該当者は、本会役員会の審議により会員の資格を失うものとします。
- ① 株式会社フジと商取引をやめた場合。
 - ② 第 1 条の目的に違背した場合。
 - ③ 会員が退会を申し出た場合。

(役 員)

- 第 7 条 本会に次の役員をおきます。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
部 会 長	5 名
副部会長	5 名
会 計	1 名
監 査 役	2 名

顧問 若干名

- 2 会長は本会を代表し、会務を処理します。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、会長業務を代行します。
- 4 部会長は会務を分掌し、処理します。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故ある時は、部会長業務を代行します。
- 6 会計は会計および一般事務をします。
- 7 監査役は会計を監査します。
- 8 顧問は、本会への指導・助言を行う。

(役員を選任)

第 8 条 役員は株式会社フジの推薦により総会で選任します。

- 2 会長、副会長、部会長、副部会長、会計及び監査役は役員の互選により選任します。

(役員任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とし留任することを妨げません。

- 2 任期途中で就任した役員の任期は、前任役員の残余期間とします。

(総 会)

第 10 条 定時総会は毎年 1 回開きます。

(会 費)

第 11 条 会費は年額 30,000 円とし、納入時期は毎年 3 月 12 日とします。

- 2 新しく会員として本会に入会するものは、入会金として、3,000 円を納入するものとします。
- 3 必要に応じて臨時会費を徴収することがあります。
- 4 会員が退会するとき既納金は返還しません。

(収 支)

第 12 条 本会の事業年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとし、収支は監査役の承認を得て総会において会員に報告します。

(会則の変更)

第 13 条 本会則の変更は総会の決議によります。

平成 23 年 4 月 5 日 改訂
令和 6 年 4 月 9 日 改訂